

○第208回肥料・飼料等専門調査会（非公開）

日時：令和7年6月6日（金）14：30～17：03

議事概要：

（1）飼料添加物（グアニジノ酢酸）^{*1}の食品健康影響評価について

審議の結果、グアニジノ酢酸は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、ADIを特定する必要はないとすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

^{*1} クレアチンの前駆体で、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的に飼料添加物として使用されます。

（2）飼料添加物（グアニジノ酢酸を有効成分とする飼料添加物）^{*2}の食品健康影響評価について

審議の結果、グアニジノ酢酸を有効成分とする飼料添加物が、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

^{*2} 豚、鶏（産卵鶏を除く）用飼料に添加し、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的に飼料添加物として使用されます。

（3）飼料添加物（たん白質の加水分解により製造されたL-イソロイシンを原体とする飼料添加物）^{*3}の食品健康影響評価について

審議の結果、継続審議となった。

^{*3} 全畜種用飼料に添加し、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的に使用されます。